

# 小山市立小山城南中学校後援会会則

**第1条** この会は、小山市立小山城南中学校後援会（以下「本会」という）といい、事務所を同校に置く。

**第2条** 本会は、小山市立小山城南中学校の生徒活動及び施設設備の充実を図り、生徒の健全育成を図ることを目的とする。

**第3条** 本会は、前条の目的達成のために、次の活動をする。

- (1) 生徒活動の充実に対する経済的、推進的援助
- (2) 施設活動の充実に対する経済的、推進的援助
- (3) その他必要な援助

**第4条** 本会の会員は、小山市立小山城南中学校に在籍する生徒の保護者及びこの趣旨に賛同する者で、会費を納めるものとする。

**第5条** 本会の経費は、会費(月額1口400円)、寄付金及びその他の収入を以て、会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

**第6条** 本本会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 総会は年1度開き、前年度事業報告、決算及び会計監査報告の承認、本年度事業計画、予算の承認、役員改選及びその他の重要事項の審議を行う。なお議案は、総会出席者の過半数の同意により決する。
- (2) 役員会は、随時開き、本会の総括的運営について協議し理事会に提案をする。又緊急事項を処理する。
- (3) 理事会は、随時開き、役員会からの提案事項及び本会活動上必要な事項を審議し運営及び処理にあたる。

**第7条** 本会に次の役員、理事及び会計監査委員を置く。役員会及び理事会の構成は次のとおりとする。

- (1) 役員会 会長1名 副会長若干名 会計3名(内教職員1名) 庶務2名(教職員)
- (2) 理事会 役員 学校長 理事若干名
- (3) 会計監査委員 2名

**第8条** 本会の役員、理事及び会計監査委員の選出、職務及び任期は次のとおりとする。

- (1) 役員及び会計監査委員は、理事会で選出し、総会において承認を得る。
- (2) 理事は、小山市立小山城南中学校PTA運営委員会、賛助会員から推薦し、総会において承認を得る。
- (3) 会長は、本会を代表し、役員会、理事会を招集し議長となり会務を総理する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは代行する。

- (5) 会計は、会計事務、庶務は、会務を処理する。
- (6) 理事は、第6条3項を審議する。
- (7) 会計監査委員は会計を監査し、総会に報告する。
- (8) 役員、理事及び会計監査委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

**第9条** 本会は、理事会の推薦により顧問をおくことができる。

**第10条** この会則は、総会において出席者の過半数の同意により改正することができる。

附 則

この会則は、昭和62年5月14日から施行する。

平成26年4月30日 一部改正

令和4年4月30日 一部改正